東京工科大学の教員の任期に関する規程

（趣　旨）

第１条　　この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成９年法律第８２号。以下「法」という。）第５条第２項の規定に基づき、本学において任用される教員の任期に関し必要な事項を定めるものである。

（任期を定める組織等）

第２条　　法第４条第１項各号により任期を定めて任用する教員の教育研究組織、職名職務、任期及び再任に関する事項は、別表１のとおりとする。ただし、学部学科の新設に伴い採用する教授・准教授・講師については、別表１の任期に関する規定にかかわらず、任期を４年以内とすることができる。

２．　別表１に定める教授・准教授・講師の再任用については、本学における教育・研究の遂行上特に必要と認める場合は、別表１に定める再任用任期を定め、雇用契約期間の通算が１０年を超えない範囲で再任用することができる。 ただし、東京工科大学教員採用選考規程第２条第２項によりテニュアトラックとして採用した准教授・講師については、雇用契約期間の通算が６年を超えない範囲とする。

３．　別表１に定める助教・助手の再任用については、助教にあっては研究指導等又は学部における教育等を担当し、また、助手にあっては教育研究の円滑な遂行上やむを得ない事由により、これを継続させることが必要であると認められる場合は、別表１に定める再任用任期を定め、雇用契約期間の通算が１０年を超えない範囲で再任用することができる。

４．　教授・准教授・講師及び助教・助手の各職名における同一職位の在職年数の上限（休職期間は除く）は別表２のとおりとする。

５．　各職名における再任用の限度は、第２項並びに第３項に定める雇用契約期間の通算年数及び前項別表２に定める同一職位の連続在職年数のいずれかの年数に達した労働契約の満了日までとする。

（職務）

第３条　　別表１に定める教授・准教授・講師及び助教（以下「任期付教員」という。）は、学部・学環及び大学院における教育・研究又は研究所における研究業務を本務とし、学長、学部長、学環長及び研究科長等の指示に従い、教授会への出席、入試関連業務、大学運営に必要な各種委員会等委員等、必要な業務を行うものとする。

２．　別表１に定める助手は、学部・学環及び大学院における教育・研究補助を行うとともに、学部長・学環長及び研究科長等の指示に従い、教授会への出席、大学運営に必要な各種委員会委員等、必要な業務を行うものとする。

３．　任期付教員には、学部長、学環長及び研究科長等の役職教員への就任を免除することがある。

（労働契約）

第４条　　前条に基づく任用を行う場合、学校法人片柳学園と当該任用される者との間で任期及びその他必要な事項を定めた労働契約を交わすものとする。

（業績審査）

第５条　　任期付教員及び助手の再任用にあたっては、当該教員の任期中の業績審査を行うものとする。

２．　前項の業績審査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 教育活動に関する事項

(2) 研究活動に関する事項
(3) その他本学の管理運営、社会貢献等に関する事項

３．　任期付き教員のうち、教授・准教授・講師及びテニュアトラックとして採用した准教授・講師について、第１項の業績審査の結果、前項各号の業績が特に顕著であり、本学の発展に十分寄与し得る人材であると判断でき、かつ当該教員が希望した場合には、任期の定めのない教員として任用することができる。

（規程の公表）

第６条　　この規程を改廃したときは、ホームページ等により公表し、広く周知を図るものとする。

（改廃等）

第７条　　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項及びこの規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が定める。

附　　則

１．　この規程は、平成１５年４月１日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。

１．　この改正規程は、平成１７年２月１６日から施行する。

１．　この改正規程は、平成１９年４月１日から施行する。なお、本改正規程施行日以前に在職する大学院バイオ・情報メディア研究科アントレプレナー専攻の助手及び特別な事情のある者については、なお従前の例による。

１．　この改正規程は、平成２２年４月１日から施行する。

１．　この改正規程は、平成２３年４月１日から施行する。

２．　この改正規程の施行に伴い、任期を定めて採用する東京工科大学外国人教育嘱託職員に関する規程は廃止する。

１．　この改正規程は、平成２４年４月１日から施行する。

１．　この改正規程は、平成２５年４月１日から施行し、平成２５年４月１日以降に就任する任期付教員に適用する。

２．　この改正規程施行の日以前に就任した任期付教員については、なお従前の例による。

１．　この改正規程は、平成２６年４月１日から施行し、平成２５年４月１日以降を雇用契約期間の初日とする任期付教員及び助教・助手から適用する。

１．　この改正規程は、平成２７年４月１日から施行し、平成２２年４月１日以降に着任した助教・助手から適用する。

１．　この改正規程は、令和４年４月１日から施行する。

２．この改正規程の改正日にテニュアトラックとして公募している教員人事については、第２条第２項のただし書き及び第５条第３項にかかわらず、教授をその対象とすることができる。

１．　この改正規程は、令和６年４月１日から施行し、改正日以降に昇任する任期付教員及び改正日以降に就任する任期付教員から適用する。

別表１

教育研究組織	対象となる職名	任期	再任に関する事項	根　拠
・応用生物学部 ・ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｻｲｴﾝｽ学部 ・メディア学部 ・工学部 ・医療保健学部 ・デザイン学部 ・教養学環 ・ﾊﾞｲｵ・情報ﾒﾃﾞｨｱ研究科 ・片柳研究所	教授 准教授 講師	３年 （再任用任期：３年以内） ５年 （卓越教員※に適用）	再任可	法第４条第１項第１号
	助教 助手	４年 （再任用任期：４年以内）	再任可	法第４条第１項第２号

※卓越教員とは、東京工科大学教員採用選考規程第１条第２項の教員をいう。

別表２

対象となる職名	同一職位の連続在職年数の上限	摘要
教授	１０年	再雇用特任教員の在職年数は算入しない
准教授	９年	再雇用特任教員の在職年数は算入しない
講師	６年	就職担当特任講師の契約年数は５年
助教・助手	６年 医療保健学部のみ１０年	助手及び助教の通算在職年数